

鳥獣捕獲等事業認定申請の手引

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

令和3年3月

目 次

I 制度の概要

- I-1 認定鳥獣捕獲等事業者制度とは・・・・・・・・・・ 1
- I-2 鳥獣捕獲等事業の認定を受けた場合のメリット・・ 1

II 申請

- II-1 申請から認定までの流れ・・・・・・・・・・ 2
- II-2 申請書類・・・・・・・・・・ 3

III 認定後の届出等

- III-1 変更の認定の申請・・・・・・・・・・ 6
- III-2 事業の廃止・・・・・・・・・・ 6
- III-3 認定の有効期間の更新・・・・・・・・・・ 7
- III-4 変更の届出・・・・・・・・・・ 7
- III-5 認定証の再交付・・・・・・・・・・ 8

IV 関係法令等・・・・・・・・・・ 9

- IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
（平成 14 年法律第 88 号）
- IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）
- IV-3 平成 27 年環境省告示第 86 号
- IV-4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
施行細則（平成 15 年神奈川県規則第 49 号）
- IV-5 神奈川県鳥獣捕獲等事業認定事務取扱要綱

V 様式集・・・・・・・・・・ 24

- V-1 要綱様式
- V-2 細則様式
- V-3 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

I 制度の概要

I-1 認定鳥獣捕獲等事業者制度とは

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が平成 27 年 5 月 29 日に改正され、事業者が行う鳥獣捕獲等事業を認定する制度が創設されました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度とは、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる制度です。

認定鳥獣捕獲等事業者は、主に公的な捕獲事業の担い手となり、鳥獣の管理捕獲等を確実に実施していくことが期待されています。

I-2 鳥獣捕獲等事業の認定を受けた場合のメリット

- 「認定鳥獣捕獲等事業者」という名称を使用できます。
- 国や都道府県が実施するイノシシやニホンジカを対象とした「指定管理鳥獣捕獲等事業」を受託できる場合があります。ただし、必ずしも事業の受託を保証するものではありません。
- 事業従事者の狩猟免許試験更新時の適性試験が免除されます。
- 捕獲従事者は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に実際に捕獲に従事した都道府県において、狩猟税が非課税（全額免除）となります。

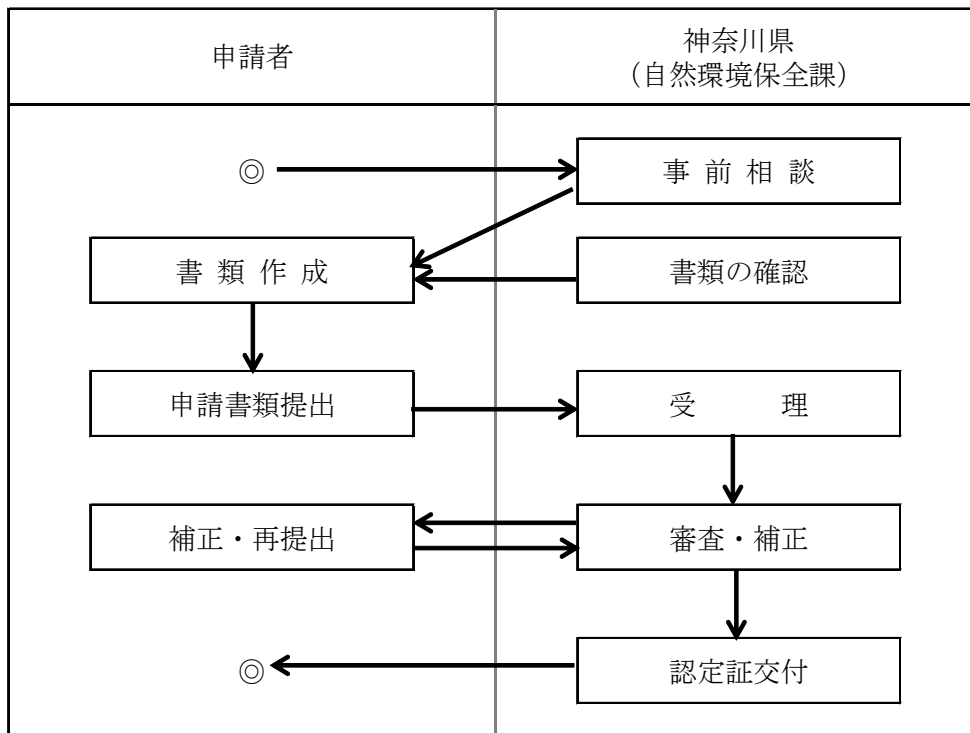
II 申請

II-1 申請から認定までの流れ

鳥獣捕獲等事業の認定を受けるまでの流れは次のとおりです。

申請書の提出先については、主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業を実施する主たる地域を所管する都道府県知事のいずれかを選択してください。

【認定までのフローチャート】



1 事前相談

申請書類（添付書類を含む。）を作成する前に、まず事前に御相談ください。認定要件や必要書類等について御説明します。電話でも受け付けていますが、御来庁される場合は、あらかじめ電話連絡をお願いします。

2 申請書類提出

事前相談終了後、申請書類が整いましたら、内容を確認しますので、あらかじめ電話連絡の上、必要書類（添付書類を含む。）をお持ち下さい。

3 審査・補正

提出していただいた申請書類は、法令等に基づいた審査基準により審査するとともに、認定要件に適合することが確認できた場合には、認定の手続を行います。

なお、認定に要する日数は約 30 日です。（申請書類の不備等の理由により補正するための必要な日数を除きます。）

4 認定証の交付

認定を行った場合は、認定証を交付するとともに、事業者の名称、住所、代表者の氏名等を県のホームページに掲載します。

《相談及び申請書類の提出先》

神奈川県 環境農政局 緑政部 自然環境保全課 野生生物グループ

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話：(045)210-4319

※受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までです。

II-2 申請書類

鳥獣捕獲等事業者として認定を受けるためには、次の書類を提出していただく必要があります。なお、申請内容によって書類の要不要が異なりますので、それぞれの条件にあてはまる場合に書類を御提出ください。

※ 提出書類一覧は、原則的な取扱いをまとめたものです。この他に裏付けとなる書類の提出をお願いすることがありますので、御承知おきください。

添付書類番号	書 類 名	様 式
—	鳥獣捕獲等事業認定申請書	【細則】第3号様式の2
—	鳥獣捕獲等事業の認定に係る提出書類一覧表	【要綱】第1号様式
—	事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表	【要綱】第2号様式
1	法人の定款又は寄附行為	—
2	法人の登記事項証明書(※発行日から3か月以内)	原本
3	役員及び事業管理責任者名簿	【要綱】第3号様式
4	事業管理責任者が役員である場合にあっては、その旨を証する書類	—
5	申請者が地方公共団体である場合にあっては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類	—
6	4及び5の場合以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類	—
7	鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程	—
	「V 様式集」の作成例を参考に、特に次の点に留意して記載してください。 * 連絡体制図 … 発注者・法人の代表者・事業管理責任者・現場における監督者・捕獲従事者等の個々の役割と指揮命令系統の模式的な連絡体制や警察署・消防署・病院等との緊急時の連絡方法等 * 安全確保のための配慮事項 … 現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針等	

	<ul style="list-style-type: none"> * 猟具の点検及び取扱い … 猟具の定期的な点検に関する計画や取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項等 * 銃器を使用する場合 … 射撃練習の適切な頻度及び内容等 * 事業従事者の心身の健康状態の把握 … 事業従事者の心身の健康状態を把握するための頻度及び方法等 		
8	事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書		【要綱】第4号様式
9	事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許状	写し	—
10	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証等	写し	—
11	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証等 (13 に該当する者を除く)	写し	—
12	安全管理講習修了一覧表 (13 に該当する者を除く)		【要綱】第5号様式
13	11 の安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類	写し	—
14	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証等 (16 に該当する者を除く)	写し	—
15	技能知識講習修了一覧表 (16 に該当する者を除く)		【要綱】第6号様式
16	14 の技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類	写し	—
17	研修に関する計画書		【要綱】第7号様式
18	<p>鳥獣の捕獲等に係る実績</p> <p>次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類(事業の契約書、仕様書、事業報告書の写し等) * 申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書 		【要綱】第8号様式
19	代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書		【要綱】第9号様式
20	損害保険契約又は認可特定保険業者が行う共済事業の被共済者であることを証する書類	写し	—
21	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 4 各号に該当しない旨の誓約書		【要綱】第 10 号様式
22	<p>【銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合】</p> <p>捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し</p> <p>-----</p> <p>麻醉銃を使用する場合は、次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 人命救助等に従事する者届出済証明書の写し 	写し	—

添付書類番号	書類名	様式	
〔夜間銃猟をする場合に必要書類〕			
23	夜間銃猟の実施に係る安全管理規程 【添付書類番号7の安全管理規程に夜間銃猟をする際の安全管理について追記するか、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を別途作成してください】 「V 様式集」の作成例を参考に、特に次の点に留意して記載してください。 * 夜間銃猟をする際に対応した連絡体制図 * 安全確保のための配慮事項 … 銃器を使用する場合は、昼間の下見と安全確認等の実施、脱包の確認、矢先の確認、獲物の確認、バックストップ(安土)の確認の方法(作業手順)や体制等 * 住民への事前の周知方法・案内、事業従事者の視力に対する配慮 … 住民への事前周知、実施区域周辺における立入制限に関する案内等の基本的な考え方や手法等 * 事業従事者の心身の健康状態の把握 … 適当な水準の資料を有し、夜間銃猟に著しい支障をきたすような病気等を持たないことについて定期的に把握する内容等	—	
24	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証等	写し	—
25	夜間銃猟安全管理講習修了一覧表	【要綱】第 11 号様式	
26	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書	【要綱】第 12 号様式	
	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績	【要綱】第 13 号様式	
	次の書類を添付してください。 * 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し、捕獲等した数量がわかる書類		
	夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書	【要綱】第 14 号様式	

* 様式の略号

【要綱】… 神奈川県鳥獣捕獲等事業認定事務取扱要綱

【細則】… 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年神奈川県規則第 49 号）

Ⅲ 認定後の届出等

Ⅲ－１ 変更の認定の申請

- 次の事項を変更しようとする場合は、「鳥獣捕獲等事業変更認定申請書」（細則第3号様式の3）により変更の認定の申請をし、知事の認定を受ける必要があります。
- 申請時に提出した添付書類のうち、当該変更に関係する書類を提出してください（「Ⅱ－２ 申請書類」を参照）。
- 変更しようとする内容によって添付書類の要不要が異なりますので、書類を提出する前に、事前にご相談ください。

1 捕獲等をする鳥獣の種類及び方法を変更・追加する場合

【例①】ニホンジカ（鳥獣の種類）＋銃猟（捕獲方法）に加え、新たにイノシシ（鳥獣の種類）＋わな（捕獲方法）を追加しようとするとき。

【例②】イノシシ（鳥獣の種類）＋わな（捕獲方法）に加え、新たに銃猟による捕獲方法を追加したいとき。

2 事業管理責任者を変更する場合

3 捕獲従事者の人数を追加する場合

※ 捕獲従事者の人数を削減する場合は、変更の届出の手続（「Ⅱ－４ 変更の届出」を参照）で足りしますので、変更の認定は必要ありません。

4 捕獲従事者の狩猟免許の種類を変更する場合

5 安全管理体制の内容を変更する場合

【例①】安全管理規程の内容を変更しようとするとき。

【例②】従事者の配置人数を変更しようとするとき。

6 夜間銃猟の実施内容を変更する場合

【例】新たに夜間銃猟による捕獲等事業を実施しようとするとき。

7 事業の従事者に対する研修の内容を変更する場合

Ⅲ－２ 事業の廃止

- 認定している鳥獣捕獲等事業を廃止する場合は、「認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書」（細則第3号様式の4）により、廃止した日から30日以内に届け出てください。
- 届出書の提出と併せて、認定証を返納してください。

Ⅲ－3 認定の有効期間の更新

認定の有効期間（認定の日から起算して3年）の満了後、引き続き鳥獣捕獲等事業を実施しようとする場合は、有効期間の更新を受けることができます。

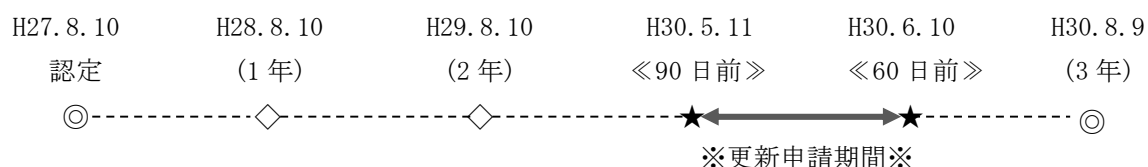
1 提出書類

- 鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書（細則第3号様式の5）
- 研修の実施状況に関する報告書（要綱第15号様式）
- 当初の申請時に提出した添付書類を提出してください（Ⅱ－2 申請書類を参照）。
ただし、既に提出した書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

2 更新申請期間

認定の有効期間の満了日の90日前から60日前までの間に手続きを行ってください。

【例】認定日が平成27年8月10日の場合



3 手続きの流れ

- 更新申請期間が到来した場合には、県に電話連絡し、必要書類等について確認後、提出してください。
- 更新申請に係る書類を審査後、新たな認定証を交付します。

Ⅲ－4 変更の届出

軽微な変更が生じた場合は、次に示すもの等の必要な書類を添付して変更した日から30日以内に届け出てください。変更内容が認定証の記載事項に該当するときは、書き換えた認定証を再交付します。

1 代表者の変更

- 住所等変更届（細則第17号様式）
- 登記事項証明書（発行日から3か月以内）
- 代表者を含む役員及び事業管理責任者名簿（要綱第3号様式）
- 代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書（要綱第9号様式）
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない旨の誓約書（要綱第10号様式）

2 事業者の名称、住所の変更

- 住所等変更届（細則第 17 号様式）
- 登記事項証明書（発行日から 3 か月以内）

3 捕獲等をする鳥獣の種類及び方法の変更（削減する場合のみ）

- 認定鳥獣捕獲等事業変更届出書（要綱第 16 号様式）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表（要綱第 2 号様式）
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- ※ 鳥獣の種類及びその方法を追加する場合は、変更申請の手続（「Ⅲ－1 変更の認定の申請」を参照）が必要になります。

4 捕獲従事者の変更（人数を削減する場合のみ）

- 認定鳥獣捕獲等事業変更届出書（要綱第 16 号様式）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表（要綱第 2 号様式）
- ※ 人数の追加及び狩猟免許の種類を変更する場合は、変更申請の手続（「Ⅲ－1 変更の認定の申請」を参照）が必要になります。

Ⅲ－5 認定証の再交付

- 認定証を亡失し、又は滅失した場合は、「再交付申請書・亡失届」（細則第 16 号様式）により、再交付の申請を行ってください。
- 認定証は、滅失した場合は新たな認定証の交付申請時に、亡失した認定証を発見した場合は直ちに返納してください。

IV 関係法令等

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>(鳥獣捕獲等事業の認定)</p> <p>第 18 条の 2 鳥獣の捕獲等をする事業(以下「鳥獣捕獲等事業」という。)を実施する者(法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。)は、その鳥獣捕獲等事業が第 18 条の 5 第 1 項に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第 18 条の 3 前条の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>(2) 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法</p> <p>(3) 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項</p> <p>(4) 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項</p> <p>(5) 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項</p> <p>(6) その他環境省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、定款その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第 18 条の 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第 18 条の 2 の認定を受けることができない。</p> <p>(1) 第 18 条の 10 第 2 項の規定により第 18 条の 2 の認定を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者</p> <p>(2) その役員のうち第 40 条第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する者がある者</p>	<p>(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等)</p> <p>第 19 条の 2 法第 18 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、法第 18 条の 2 の認定(以下単に「認定」という。)を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 法第 18 条の 3 第 2 項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>(2) 役員(代表者を含む。以下同じ。)及び次条に規定する事業管理責任者(以下「役員等」という。)の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿</p> <p>(3) 次条に規定する事業管理責任者に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 次条に規定する事業管理責任者が申請者の役員である場合(口に掲げる場合を除く。)にあつては、その旨を証する書類</p> <p>ロ 申請者が地方公共団体である場合にあつては、次条に規定する事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類</p> <p>ハ イ及びロ以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請書の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
	<p>(4) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（法第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）</p> <p>(5) 次条に規定する事業管理責任者が第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面</p> <p>(6) 次条に規定する事業管理責任者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の狩猟免状の写し</p> <p>(7) 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第2号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）</p> <p>(8) 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第19条の4第1項第6号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類</p> <p>(9) 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（イ又はロに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）</p> <p>イ 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習（以下「安全管理講習」という。）</p> <p>ロ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習（以下「技能知識講習」という。）</p> <p>ハ 法第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習（以下「夜間銃猟安全管理講習」という。）</p> <p>(10) 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が第19条の5第1項第2号の基準に適合することを証する書類</p> <p>(11) 第19条の7に規定する研修に関する計画書</p> <p>(12) 第19条の8第1号に規定する実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>(認定の実施)</p> <p>第18条の5 都道府県知事は、第18条の3第1項の規定による認定の申請が次に掲げる基準(当該申請に係る鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあつては、第2号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときでなければ、第18条の2の認定をしてはならない。</p> <p>(1) 鳥獣の捕獲等(夜間銃猟を除く。)をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。)</p> <p>(13) 役員等が第19条の8第3号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(14) 第19条の8第4号に規定する損害保険契約書の写し</p> <p>(15) 申請者が法第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>3 都道府県知事は、認定を受けようとする者に対し法第18条の3第1項の申請書及び前項各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(事業管理責任者の選任)</p> <p>第19条の3 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制の確保及び鳥獣捕獲等事業に従事する者(以下「事業従事者」という。)に対する研修に関する責任者(以下「事業管理責任者」という。)を、自己の役員又は雇用する者(認定を受けようとする者が地方公共団体である場合にあつては、その職員)の中から選任しなければならない。</p> <p>(安全管理体制に係る認定基準等)</p> <p>第19条の4 法第18条の5第1項第1号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。</p> <p>イ 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図(緊急時の連絡方法を含む。)</p> <p>ロ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項(第6号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。)</p> <p>ハ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項</p> <p>ニ 銃器を使用する場合にあつては、イからへまでに掲げる事項のほか、次の(1)及び(2)に掲げる事項</p> <p>(1) 射撃場における射撃を捕獲従事者(麻醉銃のみを使用する者を除く。)に1年間に2回以上実施させることに関する事項</p> <p>(2) 銃器の保管及び使用に関する事項(捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>(2) 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合にあっては、当該ライフル銃の保管及び使用に関する事項を含む。）</p> <p>ホ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項を含む。）</p> <p>へ その他必要な事項</p> <p>(2) 事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>イ 前号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。</p> <p>ロ 前号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。</p> <p>(3) 事業管理責任者にあっては認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法の種類に応じた狩猟免許を、捕獲従事者にあっては鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが従事するものにおいて用いる猟法に係る狩猟免許を受けていること。</p> <p>(4) 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、銃器を使用する捕獲従事者が前号の狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること。</p> <p>(5) 事業管理責任者及び捕獲従事者が、安全管理講習として、安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、猟具の安全な取扱い及び定期的な点検に関する知識等について 5 時間以上の講習を修了していること。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識を有する者については、この限りでない。</p> <p>(6) 事業管理責任者及び半数以上の捕獲従事者が、救急救命に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を有すること。</p> <p>2 事業従事者（前項第 5 号に該当する者を除く。）は、前項第 5 号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業従事者（第 1 項第 6 号に該当する者を除く。）は、第 1 項第 6 号に定める知識を有するよう努めなければならない。</p> <p>（夜間銃猟をする際の安全管理体制に係る認定基準等）</p> <p>第 19 条の 5 法第 18 条の 5 第 1 項第 2 号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>(3) 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。</p> <p>(4) 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。</p>	<p>(1) 次に掲げる事項を記載した夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を有すること。</p> <p>イ 前条第1項第1号ハからホまでに掲げる事項</p> <p>ロ 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）</p> <p>ハ 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項（前条第1項第6号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項及び夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項を含む。）</p> <p>ニ 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法</p> <p>ホ その他必要な事項</p> <p>(2) 捕獲従事者（夜間銃猟に従事する者に限る。第3号において同じ。）の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすこと。</p> <p>(3) 事業管理責任者及び捕獲従事者が、夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了していること。</p> <p>2 夜間銃猟に携わる事業従事者（前項第3号に該当する者を除く。）は、前項第3号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。</p> <p>（技能知識に係る認定基準等）</p> <p>第19条の6 法第18条の5第1項第3号の環境省令で定める基準は、事業管理責任者及び捕獲従事者が、技能知識講習として、鳥獣の保護又は管理に関連する法令、科学的かつ計画的な鳥獣の管理、鳥獣の生態、適正かつ効率的な捕獲手法及び捕獲個体の処分方法等について、5時間以上の講習を修了していることとする。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者については、この限りでない。</p> <p>2 事業従事者（前項に該当する者を除く。）は、前項に規定する講習を修了するよう努めなければならない。</p> <p>（事業従事者に対する研修に係る審査）</p> <p>第19条の7 都道府県知事は、法第18条の5第1項第4号に規定する研修の内容が同号の基準に適合するものであるかどうかを審査するときは、事業従事者に対する研修の内容が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>(5) その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>(1) 捕獲従事者に対する研修が、毎年5時間以上実施されるものであること。</p> <p>(2) 事業管理責任者が、研修計画を定め、随時必要な改善を図ること。</p> <p>(3) 研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。</p> <p>(4) 事業管理責任者が、研修が適切に実施されるよう監督すること。</p> <p>2 鳥獣捕獲等事業者は、事業従事者（捕獲従事者を除く。）に対し、毎年5時間以上の研修を実施するよう努めなければならない。</p> <p>（その他の認定基準等）</p> <p>第19条の8 法第18条の5第1項第5号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。(1) 申請者が、申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法（法定猟法に限る。）により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有すること。</p> <p>(2) 前号の捕獲等が適切に実施されていること。</p> <p>(3) 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」とい</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>2 都道府県知事は、第 18 条の 2 の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示しなければならない。</p> <p>(1) 当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>(2) 当該認定鳥獣捕獲等事業者が前項第 2 号に掲げる基準に適合するものである場合にあつては、その旨（認定鳥獣捕獲等事業の維持）</p> <p>第 18 条の 6 認定鳥獣捕獲等事業者は、第 18 条の 2 の認定に係る鳥獣捕獲等事業（以下「認定鳥獣捕獲等事業」という。）を前条第 1 項各号に掲げる基準（当該認定鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあつては、同</p>	<p>う。）</p> <p>へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(4) 捕獲従事者が、一又は複数の損害保険契約（損害保険会社が損害の填補を約する保険契約をいう。以下この号において同じ。）であつて次に掲げる要件を満たすものの被保険者であること。</p> <p>イ 申請者が契約者であること。ただし、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者であることを妨げない。</p> <p>ロ 鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによつて被る損害に係る損害保険契約であること。</p> <p>ハ 保険金額（捕獲従事者が複数の損害保険契約の被保険者である場合にあつては、各損害保険契約に係る保険金額の合計額）が、銃猟に係る損害に係るものにあつては 1 億円以上、網猟及びわな猟に係る損害に係るものにあつては 3 千万円以上であること。</p> <p>(5) 申請者が、鳥獣捕獲等事業で用いる猟法ごとに捕獲従事者を原則として 4 人以上有すること。ただし、ニホンザル（マカカ・フスカタ）、ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロフテ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニボン）を対象とする鳥獣捕獲等事業であつて装薬銃を使用するものを実施する場合にあつては、装薬銃を使用する捕獲従事者を原則として 10 人以上有すること。</p> <p>（認定証）</p> <p>第 19 条の 9 都道府県知事は、認定をしたときは、認定証を交付しなければならない。</p> <p>2 前項の認定証（以下「認定証」という。）の様式は、様式第 4 の 2 のとおりとする。</p> <p>3 認定証の交付を受けた者は、認定証を亡失し、又は認定証が滅失したときは、交付を受けた都道府県知事に申請をして、認定証の再交付を受けることができる。</p> <p>4 前項の規定による認定証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>(2) 認定証の番号及び交付年月日</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>項第 2 号に掲げる基準を除く。次項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が実施する認定鳥獣捕獲等事業が前条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該認定鳥獣捕獲等事業者に対し、当該認定鳥獣捕獲等事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(変更の認定等)</p> <p>第 18 条の 7 認定鳥獣捕獲等事業者は、第 18 条の 3 第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 第 18 条の 3 及び第 18 条の 5 の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p> <p>3 認定鳥獣捕獲等事業者は、第 1 項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は第 18 条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 6 号に掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して 30 日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 認定鳥獣捕獲等事業者は、認定鳥獣捕獲等事業を廃止したときは、その日から起算して 30 日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前 2 項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>(3) 認定証を亡失し、又は認定証が滅失した事情</p> <p>5 認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第 4 項の申請をした場合は、この限りではない。</p> <p>(変更の認定を要しない軽微な変更)</p> <p>第 19 条の 10 法第 18 条の 7 第 1 項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第 18 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更(捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加に係る変更を除く。)</p> <p>(2) 法第 18 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項のうち捕獲従事者に係る変更(次のイ及びロに掲げるものを除く。)であつて、変更後も捕獲従事者の数が第 19 条の 4 第 1 項第 6 号及び第 19 条の 8 第 5 号の基準に適合することが明らかなもの</p> <p>イ 捕獲従事者の追加に係る変更ロ 捕獲従事者の狩猟免許の種類に係る変更</p> <p>(変更の認定の申請、基準、認定証等)</p> <p>第 19 条の 11 法第 18 条の 7 第 2 項において準用する法第 18 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 申請者は、法第 18 条の 3 第 2 号から第 5 号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p>3 法第 18 条の 7 第 2 項において準用する法第 18 条の 3 第 1 項第 6 号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 認定証の番号及び交付年月日</p> <p>(2) 変更の内容</p> <p>(3) 変更しようとする年月日</p> <p>(4) 変更の理由</p> <p>4 法第 18 条の 7 第 2 項において準用する法第 18 条の 3 第 2 項の環境省令で定める書類は、変更に係る第 19 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類とする。</p> <p>5 第 19 条の 2 第 3 項及び第 19 条の 3 から第 19 条の 9 までの規定は、法第 18 条の 7 第 1 項の変更の認定につ</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>(認定の有効期間等)</p> <p>第 18 条の 8 第 18 条の 2 の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して 3 年とする。2 前項の有効期間の満了後引き続き鳥獣捕獲等事業を実施しようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、その有効期間の更新を受けることができる。</p> <p>3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、第 1 項の有効期間の満了の日の 90 日前から 60 日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。</p> <p>4 前項の申請があった場合において、第 1 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、第 2 項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>6 第 18 条の 3、第 18 条の 4(第 1 号を除く。)及び第 18 条の 5 の規定は、第 2 項の有効期間の更新について準用する。ただし、第 18 条の 3 第 2 項に規定する書類につい</p>	<p>いて準用する。</p> <p>(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第 19 条の 12 法第 18 条の 7 第 3 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第 19 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 変更前の名称及び住所並びに代表者の氏名 (2) 認定証の番号及び交付年月日 (3) 変更の内容 (4) 変更の年月日 (5) 変更の理由 <p>2 法第 18 条の 7 第 3 項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。</p> <p>(認定の有効期間の更新)</p> <p>第 19 条の 13 法第 18 条の 8 第 6 項において準用する法第 18 条の 3 第 1 項に規定する申請書(第 4 項において単に「申請書」という。)は、法第 18 条の 8 第 2 項の有効期間の更新を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 法第 18 条の 8 第 6 項において準用する法第 18 条の 3 第 1 項第 6 号の環境省令で定める事項は、認定証の番号及び交付年月日とする。</p> <p>3 法第 18 条の 8 第 6 項において準用する法第 18 条の 3 第 2 項の環境省令で定める書類は、第 19 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類のほか、法第 18 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する研修の実施状況に関する報告書とする。</p> <p>4 都道府県知事は、法第 18 条の 8 第 2 項の有効期間の更新を受けようとする者に対し、申請書及び前項に定める書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>

IV-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	IV-2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
<p>ては、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。</p> <p>(名称の使用制限)</p> <p>第 18 条の 9 認定鳥獣捕獲等事業者でない者は、認定鳥獣捕獲等事業者という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。</p> <p>(認定の失効等)</p> <p>第 18 条の 10 第 18 条の 2 の認定は、認定鳥獣捕獲等事業者が第 18 条の 8 第 2 項の有効期間の更新を受けなかったとき(同条第 4 項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき)は、その効力を失う。</p> <p>2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 18 条の 2 の認定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第 18 条の 2 の認定、第 18 条の 7 第 1 項の変更の認定又は第 18 条の 8 第 2 項の有効期間の更新を受けたとき。</p> <p>(3) 第 18 条の 4 第 2 号に該当することとなったとき。</p> <p>3 都道府県知事は、第 1 項の規定により第 18 条の 2 の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、その者に通知するとともに、公示しなければならない。</p>	

IV-3 平成 27 年環境省告示第 86 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件を次のように定め、平成 27 年 5 月 29 日から適用する。

夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 射撃場における 5 回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は 50 メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。

イ 標的の中心から 2.5 センチメートル

ロ 標的の中心から 5.0 センチメートル

(2) 申請前 3 年間に、継続して、第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持しているとともに、申請前 3 年以内に、装薬銃を使用して自ら指定管理鳥獣の捕獲等をした実績を有し、当該捕獲等が十分かつ適切なものであること。

(3) 危険な状況においては発射しない判断力及び自制心を備える等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有すること。

IV-4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（抜粋）

平成 15 年 3 月 28 日

規則第 49 号

（鳥獣捕獲等事業認定申請書）

第 3 条の 2 法第 18 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、鳥獣捕獲等事業認定申請書（第 3 号様式の 2）とする。

（鳥獣捕獲等事業変更認定申請書）

第 3 条の 3 法第 18 条の 7 第 2 項において準用する法第 18 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、鳥獣捕獲等事業変更認定申請書（第 3 号様式の 3）とする。

（認定鳥獣捕獲等事業廃止届）

第 3 条の 4 法第 18 条の 7 第 4 項の規定による届出は、認定鳥獣捕獲等事業廃止届（第 3 号様式の 4）により行わなければならない。

（鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書）

第 3 条の 5 法第 18 条の 8 第 6 項において準用する法第 18 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書（第 3 号様式の 5）とする。

（再交付申請書等）

第 17 条 省令第 7 条第 10 項に規定する許可証又は従事者証の再交付の申請書、第 11 条の 2 第 8 項に規定する承認証の再交付の申請書、第 13 条の 9 第 4 項に規定する従事者証の再交付の申請書、第 15 条第 5 項に規定する指定猟法許可証の再交付の申請書、第 19 条の 9 第 4 項に規定する認定証の再交付の申請書、第 20 条第 4 項に規定する登録票の再交付の申請書、第 24 条第 4 項に規定する販売許可証の再交付の申請書、第 42 条第 4 項に規定する承認証の再交付の申請書及び第 46 条の 2 第 4 項に規定する麻醉銃猟許可証の再交付の申請書は、再交付申請書（第 16 号様式）とする。

2 許可証、従事者証、承認証、指定猟法許可証、認定証、登録票、販売許可証又は麻醉銃猟許可証（以下「許可証等」という。）を汚損又は破損した者は、再交付申請書（第 16 号様式）に汚損又は破損した許可証等を添えて知事に再交付の申請をしなければならない。

3 省令第 48 条第 5 項に規定する狩猟免状の再交付の申請書又は第 65 条第 9 項に規定する狩猟者登録証若しくは狩猟者記章の再交付の申請書は、再交付申請書（第 16 号様式）とする。この場合において、当該再交付の原因が汚損又は破損であるときは、汚損又は破損した狩猟免状又は狩猟者登録証若しくは狩猟者記章を添付しなければならない。

（住所等変更届）

第 18 条 省令第 7 条第 11 項若しくは第 12 項、第 11 条の 2 第 9 項、第 13 条の 9 第 5 項若しくは第 6 項、第 15 条第 6 項、第 19 条の 12 第 1 項、第 20 条第 5 項、第 24 条第 5 項、第 42 条第 5 項、第 46 条の 2 第 5 項、第 48 条第 4 項又は法第 56 条第 3 号に掲げる事項に

変更を生じたときの省令第 65 条第 8 項に規定する届出は、住所等変更届（第 17 号様式）により行わなければならない。

（亡失届）

第 19 条 省令第 7 条第 13 項若しくは第 14 項、第 11 条の 2 第 10 項、第 13 条の 9 第 7 項、第 15 条第 7 項、第 19 条の 9 第 5 項、第 20 条第 6 項、第 24 条第 6 項、第 42 条第 6 項、第 46 条の 2 第 6 項、第 50 条又は第 65 条第 10 項の規定による届出は、亡失届（第 16 号様式）により行わなければならない。

IV-5 神奈川県鳥獣捕獲等事業認定事務取扱要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 の認定（以下「認定」という。）に関し必要な手続その他必要な事項を定め、もって、円滑な事務処理に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語は、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年神奈川県規則第 49 号。以下「細則」という。）に定めるところによる。

（認定の申請）

第 3 条 鳥獣捕獲等事業について認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第 18 条の 3 の規定により、鳥獣捕獲等事業認定申請書（細則第 3 号様式の 2）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 鳥獣捕獲等事業の認定に係る提出書類一覧表（第 1 号様式）
- (2) 事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表（第 2 号様式）
- (3) 法人の定款又は寄附行為
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 役員及び事業管理責任者名簿（第 3 号様式）
- (6) 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあつては、その旨を証する書類
- (7) 申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- (8) 前 2 号に掲げる場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- (9) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- (10) 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書（第 4 号様式）
- (11) 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- (12) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- (13) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（第 15 号に該当する者を除く。）

- (14) 安全管理講習修了一覧表（次号に該当する者を除く。）（第5号様式）
- (15) 第13号の安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類
- (16) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（第18号に該当する者を除く。）
- (17) 技能知識講習修了一覧表（次号に該当する者を除く。）（第6号様式）
- (18) 第16号の技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類
- (19) 研修に関する計画書（第7号様式）
- (20) 鳥獣の捕獲等に係る実績（第8号様式）
- (21) 代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書（第9号様式）
- (22) 損害保険契約の写し
- (23) 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない旨の誓約書（第10号様式）
- (24) 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- (25) 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程
- (26) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- (27) 夜間銃猟安全管理講習一覧表（第11号様式）
- (28) 夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書（第12号様式）
- (29) 夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績（第13号様式）
- (30) 夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書（第14号様式）

（認定の決定）

第4条 知事は、認定の申請があつたときは、申請の内容が別表に定める基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかを審査するものとする。

- 2 知事は、申請の内容がこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求めるものとする。この場合において、知事は、申請者が定められた期間内に補正を行わないときは、理由を付して当該申請を却下することができる。
- 3 知事は、申請の内容が審査基準に適合すると認められる場合には、認定をすることとする。この場合において、知事は、規則第19条の9第1項の規定により、申請者に認定証（規則様式第4の2）を交付するとともに、法第18条の5第2項の規定により、同項各号に掲げる事項を公示するものとする。
- 4 知事は、認定をしないこととしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 5 申請者から提出された書類は、原則として返却しないものとする。

（変更の認定の申請）

第5条 認定を受けた申請者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）は、法第18条の3第1項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、法第18条の7第2項において準用する法第18条の3の規定により、鳥獣捕獲等事業変更認定申請書（細則第3号様式の3）に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、規則第19条の10に規定する軽微な変更については、この限りではない。

2 前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

（事業の廃止）

第6条 認定鳥獣捕獲等事業者は、認定鳥獣捕獲等事業を廃止したときは、法第18条の7第4項の規定により、その日から起算して30日を経過する日までの間に、認定鳥獣捕獲等事業廃止届（細則第3号様式の4）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第18条の7第5項の規定により、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定の有効期間の更新）

第7条 認定の有効期間は、法第18条の8第1項の規定により、認定の日から起算して3年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き鳥獣捕獲等事業を実施しようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の8第2項の規定により、その有効期間の更新を受けることができる。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の8第6項において準用する法第18条の3の規定により、第1項の有効期間の満了の日の90日前から60日前までの間に、鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書（細則第3号様式の5）に第3条各号に掲げる書類及び現に受けている認定に係る研修の実施状況に関する報告書（第15号様式）を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りではない。

4 前項の第3条各号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、法第18条の8第6項の規定により、その提出を省略することができる。

5 第3項の規定による申請があった場合において、第1項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、法第18条の8第4項の規定により、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 前項の場合において、第2項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、法第18条の8第5項の規定により、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（軽微な変更の届出）

第8条 認定鳥獣捕獲等事業者は、第5条第1項ただし書の規則第19条の10に規定する軽微な変更をしたとき又は法第18条の3第1項第1号若しくは第6号に掲げる事項に変更があったときは、法第18条の7第3項の規定により、その日から起算して30日を経過す

る日までの間に、認定鳥獣捕獲等事業変更届出書（第 16 号様式）又は住所等変更届（細則第 17 号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第 3 条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（認定証の再交付等）

第 9 条 認定鳥獣捕獲等事業者は、認定証を亡失し、又は認定証が滅失したときは、規則第 19 条の 9 第 3 項及び第 4 項の規定により、再交付申請書（細則第 16 号様式）を知事に提出し、認定証の再交付を受けることができる。

2 認定鳥獣捕獲等事業者は、認定証を亡失したときは、規則第 19 条の 9 第 5 項の規定により、亡失届（細則第 16 号様式）を遅滞なく知事に提出しなければならない。ただし、前項の規定による申請をした場合は、この限りでない。

（認定の失効等）

第 10 条 認定は、認定鳥獣捕獲等事業者が法第 18 条の 8 第 2 項の有効期間の更新を受けなかったときは、法第 18 条の 10 第 1 項の規定により、その効力を失う。

2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 18 条の 10 第 2 項の規定により、認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法若しくは法に基づく命令の規定又は法に基づく処分に違反したとき。

(2) 不正の手段により認定、法第 18 条の 7 第 1 項の変更の認定又は法第 18 条の 8 の第 2 項の有効期間の更新を受けたとき。

(3) 法第 18 条の 4 第 2 号に該当することとなったとき。

3 知事は、第 1 項の規定により認定がその効力を失い、又は前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨をその者に通知するとともに、公示しなければならない。

（庶務）

第 11 条 この要綱に関する事務は、神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課において処理する。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

V 様式集

V-1 要綱様式

V-2 細則様式

V-3 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

第1号様式（第3条関係）

鳥獣捕獲等事業の認定に係る提出書類一覧表

* 様式の略号

【要綱】… 神奈川県鳥獣捕獲等事業認定事務取扱要綱

【細則】… 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年神奈川県規則第49号）

1 新規に申請をする場合に必要書類

添付書類番号	書類名	様式	申請者確認欄
—	鳥獣捕獲等事業認定申請書	【細則】第3号様式の2	
—	鳥獣捕獲等事業の認定に係る提出書類一覧表	【要綱】第1号様式	
—	事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表	【要綱】第2号様式	
1	法人の定款又は寄附行為	—	
2	法人の登記事項証明書（※発行日から3か月以内）	原本	
3	役員及び事業管理責任者名簿	【要綱】第3号様式	
4	事業管理責任者が役員である場合にあっては、その旨を証する書類	—	
5	申請者が地方公共団体である場合にあっては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類	—	
6	4及び5の場合以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類	—	
7	鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程	—	
	<p>「鳥獣捕獲等事業認定申請の手引」の作成例を参考に、特に次の点に留意して記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 連絡体制図 発注者・法人の代表者・事業管理責任者・現場における監督者・捕獲従事者等の個々の役割と指揮命令系統の模式的な連絡体制や警察署・消防署・病院等との緊急時の連絡方法等 * 安全確保のための配慮事項 現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針等 * 猟具の点検及び取扱い 猟具の定期的な点検に関する計画や取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項等 * 銃器を使用する場合 射撃練習の適切な頻度及び内容等 * 事業従事者の心身の健康状態の把握 事業従事者の心身の健康状態を把握するための頻度及び方法等 		

添付書類番号	書類名		様式	申請者確認欄
8	事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書		【要綱】第4号様式	
9	事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状	写し	—	
10	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証等	写し	—	
11	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証等（13に該当する者を除く）	写し	—	
12	安全管理講習修了一覧表（13に該当する者を除く）		【要綱】第5号様式	
13	11の安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類	写し	—	
14	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証等（16に該当する者を除く）	写し	—	
15	技能知識講習修了一覧表（16に該当する者を除く）		【要綱】第6号様式	
16	14の技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類	写し	—	
17	研修に関する計画書		【要綱】第7号様式	
18	鳥獣の捕獲等に係る実績 ----- 次の書類を添付してください。 * 鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類（事業の契約書、仕様書、事業報告書の写し等） * 申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書		【要綱】第8号様式	
19	代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書		【要綱】第9号様式	
20	損害保険契約又は認可特定保険業者が行う共済事業の被共済者であることを証する書類	写し	—	
21	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない旨の誓約書		【要綱】第10号様式	
22	【銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合】 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し ----- 麻醉銃を使用する場合は、次の書類を添付してください。 * 人命救助等に従事する者届出済証明書の写し	写し	—	
〔夜間銃猟をする場合に必要な書類〕				
23	夜間銃猟の実施に係る安全管理規程		—	

	【添付書類番号7の安全管理規程に夜間銃猟をする際の安全管理について追記するか、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を別途作成してください】		
	「鳥獣捕獲等事業認定申請の手引」の作成例を参考に、特に次の点に留意して記載してください。 * 夜間銃猟をする際に対応した連絡体制図 * 安全確保のための配慮事項 銃器を使用する場合は、昼間の下見と安全確認等の実施、脱包の確認、矢先の確認、獲物の確認、バックストップ(安土)の確認の方法(作業手順)や体制等 * 住民への事前の周知方法・案内、事業従事者の視力に対する配慮 住民への事前周知、実施区域周辺における立入制限に関する案内等の基本的な考え方や手法等 * 事業従事者の心身の健康状態の把握 適当な水準の資料を有し、夜間銃猟に著しい支障をきたすような病気等を持たないことについて定期的に把握する内容等		
24	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証等	写し	—
25	夜間銃猟安全管理講習修了一覧表		【要綱】第11号様式
26	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書		【要綱】第12号様式
	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績 次の書類を添付してください。 * 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し、捕獲等した数量がわかる書類		【要綱】第13号様式
	夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書		【要綱】第14号様式

2 変更の認定をする場合に必要書類

添付書類番号	書類名	様式	申請者確認欄
—	鳥獣捕獲等事業変更認定申請書	【細則】第3号様式の3	
—	鳥獣捕獲等事業の認定に係る提出書類一覧表	【要綱】第1号様式	
〔次の書類のうち、変更の内容に係る書類〕			
—	事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表	【要綱】第2号様式	
3	役員及び事業管理責任者名簿	【要綱】第3号様式	
4	事業管理責任者が役員である場合にあつては、その旨を証する書類	—	
5	申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類	—	
6	4及び5の場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類	—	
7	鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程	—	
8	事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書	【要綱】第4号様式	

添付書類番号	書類名		様式	申請者確認欄
9	事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状	写し	—	
10	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証等	写し	—	
11	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証等（13に該当する者を除く）	写し	—	
12	安全管理講習修了一覧表（13に該当する者を除く）		【要綱】第5号様式	
13	11の安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類	写し	—	
14	技能知識講習の修了証等（16に該当する者を除く）	写し	—	
15	技能知識講習修了一覧表（16に該当する者を除く）		【要綱】第6号様式	
16	14の技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類	写し	—	
17	研修に関する計画書		【要綱】第7号様式	
18	鳥獣の捕獲等に係る実績 ----- 次の書類を添付してください。 * 鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類（事業の契約書、仕様書、事業報告書の写し等） * 申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書		【要綱】第8号様式	
19	代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書		【要綱】第9号様式	
20	損害保険契約又は認可特定保険業者が行う共済事業の被共済者であることを証する書類	写し	—	
21	【銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合】 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し ----- 麻酔銃を使用する場合は、次の書類を添付してください。 * 人命救助等に従事する者届出済証明書の写し	写し	—	
【夜間銃猟をする場合に必要な書類】				
22	夜間銃猟の実施に係る安全管理規程 【添付書類番号7の安全管理規程に夜間銃猟をする際の安全管理について追記するか、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を別途作成してください】		—	
23	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証等	写し	—	
24	夜間銃猟安全管理講習修了一覧表		【要綱】第11号様式	
25	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書		【要綱】第12号様式	

	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績	【要綱】第13号様式	
	次の書類を添付してください。 * 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し、捕獲等した数量がわかる書類		
	夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書	【要綱】第14号様式	

3 事業を廃止する場合に必要な書類

書 類 名	様 式	申請者 確認欄
認定鳥獣捕獲等事業廃止届	【細則】第3号様式の4	

4 認定の有効期間の更新を受ける場合に必要な書類

ただし、添付書類番号1から27までのうち、既に提出した書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

添付書 類番号	書 類 名	様 式	申請者 確認欄
—	鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書	【細則】第3号様式の5	
—	鳥獣捕獲等事業の認定に係る提出書類一覧表	【要綱】第1号様式	
—	事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表	【要綱】第2号様式	
1	法人の定款又は寄附行為	—	
2	法人の登記事項証明書(※発行日から3ヶ月以内)	原本	
3	役員及び事業管理責任者名簿	【要綱】第3号様式	
4	事業管理責任者が役員である場合にあつては、その旨を証する書類	—	
5	申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類	—	
6	4及び5の場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類	—	
7	鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程	—	
8	事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書	【要綱】第4号様式	
9	事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状	写し	
10	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証等	写し	

添付書類番号	書類名		様式	申請者 確認欄
11	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証等(13に該当する者を除く)	写し	—	
12	安全管理講習修了一覧表(13に該当する者を除く)		【要綱】第5号様式	
13	11の安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類	写し	—	
14	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証等(16に該当する者を除く)	写し	—	
15	技能知識講習修了一覧表(16に該当する者を除く)		【要綱】第6号様式	
16	14の技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類	写し	—	
17	研修に関する計画書		【要綱】第7号様式	
18	鳥獣の捕獲等に係る実績		【要綱】第8号様式	
19	代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書		【要綱】第9号様式	
20	損害保険契約又は認可特定保険業者が行う共済事業の被共済者であることを証する書類	写し	—	
21	申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない旨の誓約書		【要綱】第10号様式	
22	【銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合】 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し (※麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)	写し	—	
〔夜間銃猟をする場合に必要な書類〕				
23	夜間銃猟の実施に係る安全管理規程		—	
24	事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証等	写し	—	
25	夜間銃猟安全管理講習修了一覧表		【要綱】第11号様式	
26	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書		【要綱】第12号様式	
	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績		【要綱】第13号様式	
	夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書		【要綱】第14号様式	
27	研修の実施状況に関する報告書		【要綱】第15号様式	

5 軽微な変更を届出する場合に必要な書類

(1) 代表者の氏名、事務所の所在地、又は名称を変更する場合

添付書類番号	書類名	様式	申請者確認欄
—	住所等変更届	【細則】第17号様式	
—	鳥獣捕獲等事業の認定に係る提出書類一覧表	【要綱】第1号様式	
〔次の書類のうち、変更の内容に係る書類〕			
1	法人の定款又は寄附行為	—	
2	法人の登記事項証明書(※発行日から3ヶ月以内)	原本	
3	役員及び事業管理責任者名簿	【要綱】第3号様式	
19	代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書	【要綱】第9号様式	
21	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない旨の誓約書	【要綱】第10号様式	

(2) 捕獲等をする鳥獣の種類及び方法を変更(削減)する場合や捕獲従事者の人数を変更(削減)する場合

添付書類番号	書類名	様式	申請者確認欄
—	認定鳥獣捕獲等事業変更届出書	【要綱】第16号様式	
—	鳥獣捕獲等事業の認定に係る提出書類一覧表	【要綱】第1号様式	
〔次の書類のうち、変更の内容に係る書類〕			
—	事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表	【要綱】第2号様式	
7	鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程	—	

6 認定証を再発行する場合

書類名	様式	申請者確認欄
再交付申請書	【細則】第16号様式	

第2号様式（第3条関係）

事業管理責任者及び捕獲従事者一覧表

（ 年 月 日現在）

	氏名	狩猟免許の種類	狩猟免許の写し	銃砲の種類	銃砲所持許可証の写し	講習の修了証の写し			（※夜間銃猟を実施する場合）		
						安全管理講習	技能知識講習	救命講習	夜間銃猟をする者	夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し	技能が基準に適合することを証する書類（3種類）
1 事業管理責任者											
			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
2 捕獲従事者											
1			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
2			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
3			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
4			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
5			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
6			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
7			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
8			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
9			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
10			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
11			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
12			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
13			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
14			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無
15			有・無		有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	有・無

- 備考 1 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了している必要があります。
- 2 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載してください。
- 3 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載してください。
- 4 夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載してください。なお、夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たす必要があります。
- 5 救急救命講習については、捕獲従事者の半数以上が受講している必要があります。
- 6 記入欄が不足する場合は、欄を追加して記入してください。

第3号様式（第3条関係）

役員及び事業管理責任者名簿

（ 年 月 日現在）

1 役員

	住 所	本 籍	ふり 氏 名	生 年 月 日	役職
1				年 月 日	
2				年 月 日	
3				年 月 日	
4				年 月 日	
5				年 月 日	
6				年 月 日	
7				年 月 日	
8				年 月 日	
9				年 月 日	
10				年 月 日	
11				年 月 日	
12				年 月 日	
13				年 月 日	
14				年 月 日	
15				年 月 日	

備考 記入欄が不足する場合は、欄を追加して記入してください。

2 事業管理責任者

住 所	本 籍	ふり 氏 名	生 年 月 日	役職
			年 月 日	

第4号様式（第3条関係）

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

事業管理責任者の氏名（記名押印又は署名）

次に掲げる業務を行うことを誓約します。

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

第5号様式（第3条関係）

安全管理講習修了一覧表

所属	氏名	講習名	内容（カリキュラム）	時間数	受講日	習熟度確認日	主催者

備考 記入欄が不足する場合は、欄を追加して記入してください。

第6号様式（第3条関係）

技能知識講習修了一覧表

所属	氏名	講習名	内容（カリキュラム）	時間数	受講日	習熟度確認日	主催者

備考 記入欄が不足する場合は、欄を追加して記入してください。

第7号様式（第3条関係）

研修に関する計画書

	1年目 (年 月 ~ 年 月)			2年目 (年 月 ~ 年 月)			3年目 (年 月 ~ 年 月)		
	実施時期 ・対象者	実施方法	研修内容 ・時間数	実施時期 ・対象者	実施方法	研修内容 ・時間数	実施時期 ・対象者	実施方法	研修内容 ・時間数
安全管理講習									
技能知識講習									
安全管理銃猟 夜間銃猟									

備考

- 1 研修は、全ての事業従事者に対して毎年5時間以上実施してください。
- 2 夜間銃猟をする場合は、夜間銃猟安全管理講習について記載してください。
- 3 研修は、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得る必要がある事項について実施してください。また、改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確実に研修事項の中に入れてください。
- 4 研修は、外部の講師を招いて自ら実施するか、他の団体が主催する講習等を受講してください。
- 5 研修の実施方法については、座学、実技練習、現場研修など、形態は問いません。

第8号様式（第3条関係）

鳥獣の捕獲等に係る実績

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住所
名称
代表者の氏名
電話番号



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号に規定する、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、次のとおりです。

1 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の名称	
(申請者が組織的に実施したと認められる理由)	
実施期間	
実施区域	
鳥獣の種類	
捕獲等の方法	
捕獲従事者の氏名	
実施結果	

2 鳥獣捕獲等事業における事故実績

事故発生の有無	1. 有 2. 無
事故の概要	(事故報告書を添付)

- 備考
- 1 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 2 申請前3年以内の実績に限ります。
 - 3 複数の実績を記載する場合は、上記様式を繰り返し記載してください。
 - 4 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載してください。
 - 5 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載してください。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄に記載し、定款その他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付してください。
 - 6 鳥獣の種類については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣に限ります。
 - 7 捕獲等の方法については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（法定猟法に限る。）に限ります。
 - 8 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載してください。なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも1人以上記載した上で、「外○人」としてください。
 - 9 実施結果については、捕獲数その他受託した事業を適切に実施したかを記載してください。
 - 10 該当する数字に○をしてください。
 - 11 申請前3年以内に鳥獣捕獲等事業において事故があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を含む。）を添付してください。なお、事故とは、保険金の支払い対象となる程度の事故であって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含みます。

第9号様式（第3条関係）

代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所

名称

代表者の氏名



電話番号

役員及び事業管理責任者が、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60条）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

備考 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。

第 10 号様式（第 3 条関係）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 4 各号に該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所

名称

代表者の氏名



電話番号

次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 18 条の 10 第 2 項の規定により法第 18 条の 2 の認定を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者
- 2 役員のうち法第 40 条第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する者がある者

備考 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。

第11号様式（第3条関係）

夜間銃猟安全管理講習修了一覧表

所属	氏名	講習名	内容（カリキュラム）	時間数	受講日	習熟度確認日	主催者

備考 記入欄が不足する場合は、欄を追加して記入してください。

第 12 号様式 (第 3 条関係)

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

年 月 日

神奈川県知事殿

所 属
役 職
射撃技能を証明する者の氏名 (記名押印又は署名)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、次のとおり証明します。

氏 名		
住 所		
所 属		
生年月日	年 月 日	
射撃技能を確認した日	年 月 日	
射撃技能を確認した場所		
使用した標的紙の種類	2. 5 c m ・ 5. 0 c m	
使用した銃の種類	散弾銃・散弾銃及びライフル銃以外の猟銃・ライフル銃	
使用した銃弾の種類		
射撃姿勢	立射・膝射・肘射・伏射・その他 () 銃身の簡易な依託 あり (方法:) ・なし	
結 果	発射数	中心からの距離 (cm)
	1 回目	
	2 回目	
	3 回目	
	4 回目	
	5 回目	

- 備考 1 該当するものを○で囲んでください。
2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載してください。
3 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載してください。

第 13 号様式 (第 3 条関係)

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住所
名称

代表者の氏名



電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件のうち、鳥獣の捕獲等を実施した実績は、次のとおりです。

氏名	
住所	
所属	
生年月日	年 月 日
第一種銃猟免許の交付年月日	年 月 日
銃所持許可証番号 (装薬銃)	
過去 3 年間に装薬銃により捕獲等した数量	ニホンジカ： 頭
	イノシシ： 頭
過去 3 年間の事故の実績	1. あり (具体的に：) 2. なし

- 備考 1 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。
2 該当するものを○で囲んでください。
3 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載してください。
4 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等、捕獲等した数量が分かる書類を添付してください。

第 14 号様式 (第 3 条関係)

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所

名称

代表者の氏名



電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、推薦いたします。

氏名	
住所	
所属	
生年月日	年 月 日

- 備考
- 1 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載してください。
 - 3 複数名を推薦する場合は、欄を追加して記載してください。

第 15 号様式 (第 7 条関係)

研修の実施状況に関する報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住所
名称
代表者の氏名
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 13 第 3 項の規定による研修の実施状況を報告します。

認定証の番号		認定証の交付年月日	年 月 日
研修の実施状況	(1年目)		
	(2年目)		
	(3年目)		
研修計画の改善状況			

- 備考 1 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。
2 研修の実施状況欄には、実施時期、内容、研修を受けた者等について記載してください。

第 16 号様式（第 8 条関係）

認定鳥獣捕獲等事業変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所

名称

代表者の氏名



電話番号

鳥獣捕獲等事業について次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 7 第 3 項の規定に基づき、届け出ます。

認定証の番号		認定証の交付年月日	年 月 日
変更の内容	変更前		変更後
変更の理由			
変更年月日	年 月 日		

備考 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。

添付書類

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの

第3号様式の2 (第3条の2関係) (第1面) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
鳥獣捕獲等事業認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住所
名称
代表者の氏名
電話番号

次の鳥獣捕獲等事業について認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定により申請します。

捕獲等 をする鳥獣の種 類及びその方法	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	第2面「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	添付書類7、8、9、10、11、12、22に記載のとおり
	夜間銃猟の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 添付書類23、24、25、26に記載のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	第2面「捕獲従事者名簿」のほか、添付書類14、15、16に記載のとおり	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	添付書類17に記載のとおり	

- 備考
- 1 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 2 不用の文字は抹消し、「夜間銃猟の実施」欄には該当する項目の□内に \surd 印を付してください。
 - 3 「捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」欄には、捕獲等の方法ごとに対象とする全ての鳥獣を記載してください。
 - 4 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

(第2面)
捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救命講習の受講の有無
			銃器の種類	夜間銃猟をする者	

- 備考 1 「狩猟免許の種類」欄には捕獲従事者が自ら用いる猟法に係る狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）を記載し、「銃器の種類」欄には銃器を使用する法人のみ当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃器の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあっては、その旨）、空気銃等）を記載し、「夜間銃猟をする者」欄には夜間銃猟を実施する法人のみ実際に夜間銃猟をする捕獲従事者について○を記載し、「救命講習の受講の有無」欄には救命講習を受講した捕獲従事者について○を記載してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

(第3面)
添付書類

- 1 法人の定款又は寄附行為
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職が記載された名簿
- 4 事業管理責任者が申請者の役員である場合（5に掲げる場合を除く。）にあっては、その旨を証する書類
- 5 申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 6 4及び5に掲げる場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 7 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- 8 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 9 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 10 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 11 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（13に該当する者を除く。）
- 12 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類（13に該当する者を除く。）
- 13 11の安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類
- 14 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（16に該当する者を除く。）
- 15 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類（16に該当する者を除く。）
- 16 14の技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類
- 17 研修に関する計画書
- 18 事業者の捕獲等の実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類（事業の契約書、仕様書、事業報告書の写し等）並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）
- 19 代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 20 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約の写し又は狩猟に関する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人であつて保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第7項第1号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が行う共済事業の被共済者であることを証する書類
- 21 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない旨の誓約書
- 22 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあつては、捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- 23 夜間銃猟をする場合にあつては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程
- 24 夜間銃猟をする場合にあつては、事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 25 夜間銃猟をする場合にあつては、事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 26 夜間銃猟をする場合にあつては、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類

第3号様式の3 (第3条の3関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所

名称

代表者の氏名

印

電話番号

鳥獣捕獲等事業について次のとおり変更の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第2項において準用する同法第18条の3第1項の規定により申請します。

認定証の番号		認定証の交付年月日	年 月 日
変更の内容	変更前		変更後
変更の理由			
変更予定日	年 月 日		

備考 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。

添付書類

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの

第3号様式の4 (第3条の4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所

名称

代表者の氏名

印

電話番号

次のとおり鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日
廃止した日	年 月 日

備考 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。

第3号様式の5 (第3条の5関係) (第1面) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住所
名称
代表者の氏名
電話番号

次の鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第3項の規定により申請します。

認定証の番号		認定証の交付年月日	年 月 日
捕獲等 をする鳥獣の種 類及びその方法	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類		
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類		
	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類		
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類		
実施体制	事業管理責任者の役職・氏名		
	捕獲従事者	第2面「捕獲従事者名簿」のとおり	
	安全管理体制	添付書類7、8、9、10、11、12、22に記載のとおり	
	夜間銃猟の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 添付書類23、24、25、26に記載のとおり	
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	第2面「捕獲従事者名簿」のほか、添付書類14、15、16に記載のとおり		
鳥獣捕獲等事業に対する研修の実施	添付書類17、27に記載のとおり		

- 備考1 住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。
2 不用の文字は抹消し、「夜間銃猟の実施」欄には該当する項目の□内にレ印を付してください。
3 「捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」欄には、捕獲等の方法ごとに対象とする全ての鳥獣を記載してください。
4 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

(第2面)
捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救命講習の受講の有無
			銃器の種類	夜間銃猟をする者	

- 備考 1 「狩猟免許の種類」欄には捕獲従事者が自ら用いる猟法に係る狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）を記載し、「銃器の種類」欄には銃器を使用する法人のみ当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃器の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあつては、その旨）、空気銃等）を記載し、「夜間銃猟をする者」欄には夜間銃猟を実施する法人のみ実際に夜間銃猟をする捕獲従事者について○を記載し、「救命講習の受講の有無」欄には救命講習を受講した捕獲従事者について○を記載してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

(第3面)
添付書類

- 1 法人の定款又は寄附行為（既に提出した書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができます。2から26までに掲げる添付書類について同じ。）
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職が記載された名簿
- 4 事業管理責任者が申請者の役員である場合（5に掲げる場合を除く。）にあつては、その旨を証する書類
- 5 申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 6 4及び5に掲げる場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 7 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- 8 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 9 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 10 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 11 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（13に該当する者を除く。）
- 12 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類（13に該当する者を除く。）
- 13 11の安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類
- 14 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（16に該当する者を除く。）
- 15 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類（16に該当する者を除く。）
- 16 14の技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類
- 17 研修に関する計画書
- 18 事業者の捕獲等の実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類（事業の契約書、仕様書、事業報告書の写し等）並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）
- 19 代表者を含む役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 20 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約の写し又は狩猟に関する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人であつて保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第7項第1号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が行う共済事業の被共済者であることを証する書類
- 21 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない旨の誓約書
- 22 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあつては、捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- 23 夜間銃猟をする場合にあつては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程
- 24 夜間銃猟をする場合にあつては、事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 25 夜間銃猟をする場合にあつては、事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 26 夜間銃猟をする場合にあつては、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
- 27 研修の実施状況に関する報告書

第 16 号様式 (第 17 条、第 19 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

再 交 付 申 請 書
亡 失 届

年 月 日

神奈川県知事殿

収入証紙

郵便番号
住 所
氏 名
職 業
生年月日 年 月 日生
電話番号

(再交付申請)

次のとおり再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
第 条第 項の規定により申請します。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(亡失届出)

次のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条
第 項の規定により届け出ます。

種 類	<input type="checkbox"/> 許可証	<input type="checkbox"/> 従事者証	<input type="checkbox"/> 承認証	<input type="checkbox"/> 指定猟法許可証
	<input type="checkbox"/> 認定証	<input type="checkbox"/> 登録票	<input type="checkbox"/> 販売許可証	<input type="checkbox"/> 麻酔銃猟許可証
	<input type="checkbox"/> 狩猟免状	<input type="checkbox"/> 狩猟者登録証	<input type="checkbox"/> 狩猟者記章	
番 号				
交 付 年 月 日	年	月	日	
亡 失 年 月 日	年	月	日	
再交付を受けようとする理由 又は亡失の理由				

備考 1 不用の文字は抹消し、該当する項目の□に \surd 印を付してください。

2 他の都道府県知事の狩猟者登録を受けるため狩猟免状の再交付を受けようとする場合にあっては、「再交付を受けようとする理由又は亡失の理由」欄に、その枚数及び他の都道府県名を理由と併せて記載してください。

添付書類

再交付の原因が汚損又は破損であるときは、汚損又は破損した許可証等、狩猟免状又は狩猟者登録証若しくは狩猟者記章

第 17 号様式 (第 18 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型) (第 1 面)
住 所 等 変 更 届

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名
職 業
生年月日 年 月 日生
電話番号

次のとおり住所（氏名・主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）を変更したので、
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第 条第 項の規定により届け出ます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
許 可 証 等	種 類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 承認証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 麻酔銃猟許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証
	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
	交 付 者 の 職 及 び 氏 名	

備考 不用の文字は抹消し、該当する項目の□に✓印を付してください。

鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※斜体は必ず定めなければならない事項を示す。

※<>内、 [] 内は適当な内容を記載すること。

目次

第一章 総則

第二章 安全管理体制に関する事項

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

第八章 その他

別 添 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下、「本規程」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）第19条の4第1項第1号に基づき、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項を定め、もって鳥獣捕獲等事業をする際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、<事業者名>の認定鳥獣捕獲等事業にかかる業務活動に適用する。

2 認定鳥獣捕獲等事業は、[捕獲等する方法及び対象とする鳥獣]を対象とする。

（鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第3条 代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講じる。

第二章 安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第4条 代表者は、施行規則の定めるところにより、雇用者の中から、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制及び鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修に関する責任者（以下、「事業管理責任者」という。）を選任する。

2 代表者は、事業管理責任者が次の各号にいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき

二 関係法令等の違反又は鳥獣捕獲等事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事

業管理責任者がその職務を引き続き行うことが鳥獣捕獲等事業の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(事業管理責任者の責務)

第5条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- 1 全ての鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下、「事業従事者」という。）に対し、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理の重要性の認識及び関係法令の遵守を徹底すること
- 2 本規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、全ての事業従事者への周知を徹底し、遵守させること
- 3 本規程について、随時必要な改善を図ること
- 4 事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図ること
- 5 鳥獣捕獲等事業が適正に行われるよう、適切な現場監督者を配置する等、安全管理を実施するための体制を構築すること
- 6 その他の鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行うこと

※施行規則第19条の4第2項に規定する事業管理責任者の安全管理に関する責務（安全管理規程の改善、事業従事者への周知）及び施行規則第19条の7第1項に規定する事業管理責任者の研修に関する責務（研修計画の策定、改善、実施監督）について記載する。

(事業従事者の責務)

第6条 事業従事者は関係法令を遵守するとともに、本規定に基づき講ずる措置に積極的に協力し、事業管理責任者の指示に従い、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理を図る。

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

(連絡体制)

第7条 代表者は、発注者、事業管理責任者、現場監督及び事業従事者との双方向の報告連絡体制を十分に確保し、情報共有や意思疎通を十分に行うことにより、安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

- 2 鳥獣捕獲等事業の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別紙連絡体制図による。
- 3 現場においては、無線や衛星携帯等を携行し、緊急時に確実に連絡が伝達できる措置を講ずる。
- 4 事業従事者は、事故や災害等があった場合は、速やかに連絡体制図に基づき必要な報告を行う。

※鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図及び指揮命令系統を明確に記載する。

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

(安全確保のための人員配置)

第8条 鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な現場監督者を配置し、安全管理を適

確に行わせる。

- 2 鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な技能及び知識を有する者を適切な人数配置し、基本的には鳥獣の捕獲等に従事する者（以下、「捕獲従事者」という。）が単独で捕獲等に従事することのないよう留意する。
- 3 現場ごとに、救急救命に関する知識を有する事業従事者を複数名、救急用具を携行させて配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

※人員配置等に関する考え方、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針（救急救命に関する知識を有する事業従事者を、現場に少なくとも1名は配置）を記載する。

（作業環境の整備）

第9条 鳥獣捕獲等事業の実施における安全確保を図るため、現場において次の措置を講じることにより、安全な作業環境の形成に努める。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- 二 作業方法の改善
- 三 休憩時間の確保（少なくとも○時間に○回、○分を確保すること。）
- 四 救急用具の携行
- 五 緊急連絡先及び連絡方法の確認

（安全確保のための作業手順）

第10条 事業管理責任者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、事業従事者に周知徹底する。

- 2 現場ごとに事前調査において、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合はバックストップの有無及び安全な射撃方向、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯の利用の可否等について確認する。
- 3 猟犬を使用する場合には、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。
- 4 毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者により打合せを行い、事業従事者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。
- 5 毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。
- 6 毎日の業務の終了後、現場監督者は日報（事業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む）を作成する。

※鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順に関する考え方を記載する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

（銃器の定期的な点検）

第11条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、銃器の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後の清掃を確実に行わせるとともに、○か月に一度、定期的に〔点検項目〕について点検を行わせる。

※銃の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）について記載する。

（わな・網の定期的な点検）

第 12 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、わな・網の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後に〔点検項目〕について点検を行わせる。

※網・わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

（銃器の安全な取扱い）

第 13 条 銃器については、〔種類・仕様・基準〕を満たすものを使用する。

2 銃による捕獲等を実施する際には、〔採用する捕獲方法の種類〕により行う。

3 安全の確保の観点から、〔採用しない捕獲方法の種類〕は行わない。

4 捕獲従事者に対し、銃については、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取り扱いを周知徹底する。

※銃の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等）について記載する。

（わなの安全な取扱い）

第 14 条 わなについては、〔種類・仕様等〕を満たすものを使用する。

2 安全の確保の観点から、〔採用しない捕獲方法の種類〕は行わない。

3 捕獲従事者に対し、わな・網についての、安全な取り扱いを周知徹底し、遵守させる。

4 わなを設置した際には、1日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは2人以上で行う。

5 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにすること。

6 止めさしにおいては、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として〔採用する止めさし方法の種類〕を行う。

7 安全の確保の観点から、〔採用しない止めさし方法の種類〕は行わない。

8 捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して〔採用する放獣方法の種類〕により行う。

※網・わなの取り扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

（射撃練習）

第 16 条 銃を使用する捕獲従事者に対し、射撃場における射撃を1年間に2回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実に行うこと。

2 射撃場における射撃においては、〔訓練項目（射手別）〕について訓練を行う。

※射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載する。全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上（適切な回数）実施するよう規定する。

（銃器の保管及び使用）

第 17 条 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、○月に○回、保管状況を報告させる。

2 捕獲従事者に対し、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取り扱いを周知徹底する。

※銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載する。

(事業に対する被害防止のためのライフル銃の所持)

第 18 条 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第四項第一号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「平成 27 年 3 月 24 日警察庁丁保発第 70 号 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用に関する取り決めを遵守する。

※捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 2 第 4 項第 1 号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合に記載する。

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第 19 条 1 年に 1 回の医師による健康診断を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

2 捕獲従事者は、野外活動を伴うこと、取り扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、鳥獣を殺傷することによる精神的な負担がありうること等から、業務の受託時には心身の健康相談を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

3 経験年数が短い事業従事者や高齢の事業従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。

4 心身の健康状態が不良な者については、鳥獣捕獲等事業に従事させないよう徹底する。

5 事業従事者に対する心身の健康相談、健康教育その他事業従事者の心身の健康状況を良好に保つために必要な措置を講じる。

6 事業従事者は、前項の措置を利用してその心身の健康の保持増進に努める。

※事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握する頻度及び方法について記載する。鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努める。

(適性の確認)

第 20 条 狩猟に必要な適性を有することを確認するため、1 年に 1 回、事業従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

※狩猟免許更新時の適性試験の免除を受ける際には、規則第 52 条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を確認する方法や実施内容について規定する。

第八章 その他

(安全確保のための装備)

第 21 条 鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、連絡手段として、全ての事業従事者が簡易無線を所持する。

2 簡易無線の使用にあたっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関するルールを遵守する。

(鳥獣捕獲等事業の安全管理に関する業務の改善)

第 22 条 事業従事者から事故、災害等に関する報告又は鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要と認める場合には、鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全確保全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるとともに、関係機関に必要な報告を行う。

(鳥獣捕獲等事業の安全に関する記録の管理等)

第 23 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 鳥獣捕獲等事業の安全管理規程の作成、改正に当たっての会議の議事録、事故、災害等の報告、事業管理責任者の指示、講じた是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

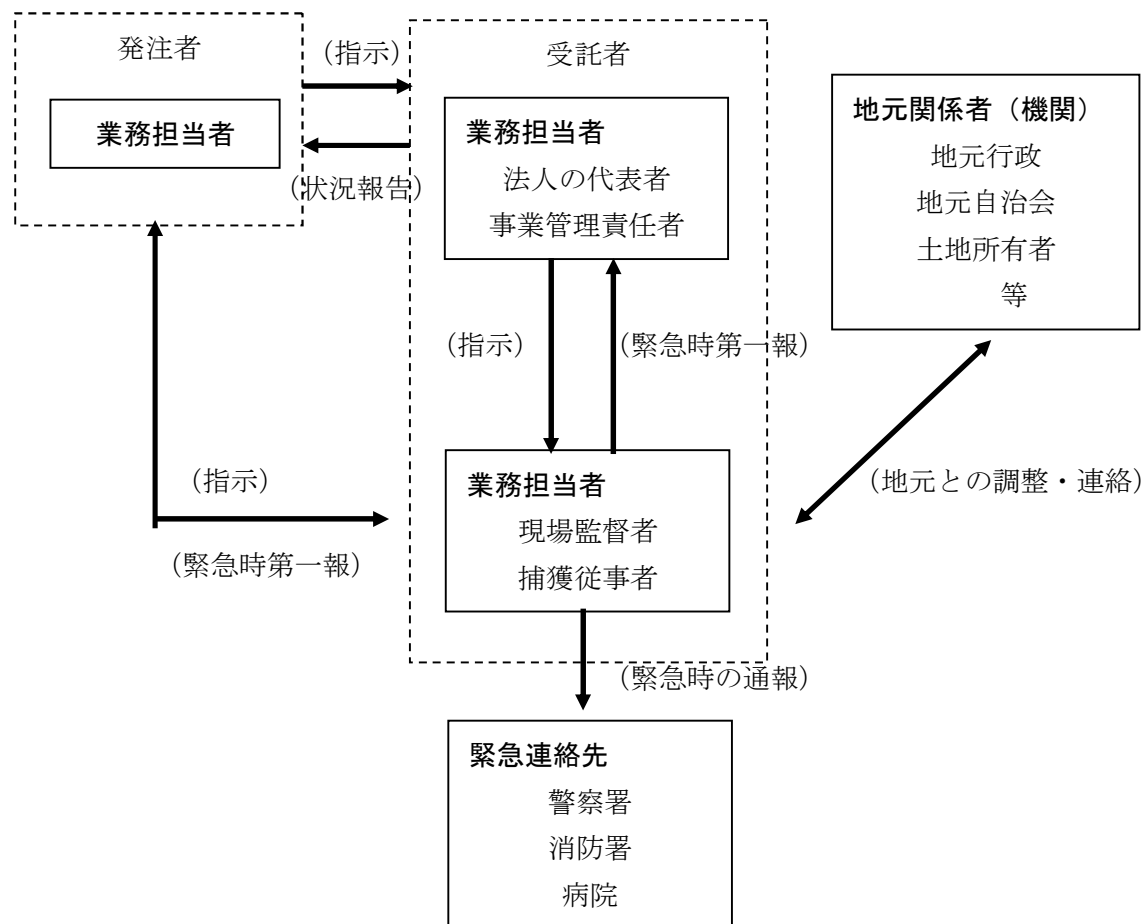
本規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

本規程は、必要に応じて改定する。

(別添) 鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図

※実際の業務を実施する際には、適宜必要な変更をして利用すること。

※対象とする鳥獣種や適用する捕獲手法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図を準備すること。



※連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示す。緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する。対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成する。

※土日休日、夜間対応に留意すること